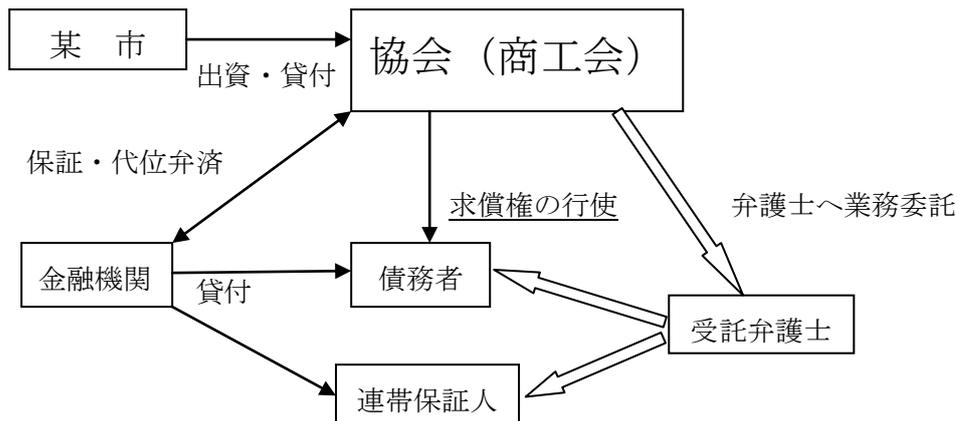


内閣府公共サービス改革推進室主催「公金の債権回収業務に関する法務研修」（大阪開催）

## 債権回収業務の取組の実例

平成 26 年 2 月 24 日  
 弁護士 井上 高和  
 （大阪弁護士会所属）

### 1 事業の内容について



信用保証業務を行うために、某市が出資して、協会を設立。同協会は、金融機関が貸し付ける債務を保証し、債務者が支払えない場合は、金融機関に対して代位弁済をする。代位弁済後、同協会が、債務者及び連帯保証人に対して求償権を行使する。

同協会の事務は商工会に委託していたが、平成 22 年以降、大阪弁護士会の推薦する弁護士（受託弁護士）に対して求償債権回収業務を委託した。受託弁護士は任意団体「〇〇協会債権管理研究会」を組織し、同研究会名で委託契約を締結。

報酬形態は手数料制である。受託年度毎に経費込の手数料を支払う。

### 2 業務の流れについて

20 名余りの受託弁護士に対し、1 人 3 件ほどを配点。

担当弁護士は、担当案件の内容（消滅時効の起算点、時効中断事由の有無、時効完成予定日、時効援用の有無、相続人、相続による承継額、破産免責の有無、所在、不動産資産の有無等）を調査し、支払義務者及び支払義務額を確定し、時効中断措置を講じつつ、債権回収にあたる。

担当弁護士は、委託者及び受託弁護士が参加する定例会議（月 1 回開催）に進捗を報告。訴訟提起、分割納付誓約、債務免除を含む和解契約締結、回収不能による債権放棄など重要事項については、定例会議において、審議の上、決定する。

### 3 債権管理上の問題点について

#### (1) 消滅時効の完成

上記求償権は商行為によって生じた債権であり、消滅時効の期間は 5 年である。時効を中断させるには、債務の承認、訴訟の提起等が必要であるが、それがなされず、時効期間が経過（完成）したものが存在した。

(2) 相続の開始

長期低額分納の結果、相続が開始したものが存在した。債務は法定相続分に従い、相続人に相続される（法定相続人が複数存在する場合は、分割相続となる）。相続関係を調査し、相続人に対して相続分の範囲内で債権を行使する必要がある。

(3) 住所調査の不十分

転居先不明の場合があった。住所を調査した上、債権を行使する必要がある。

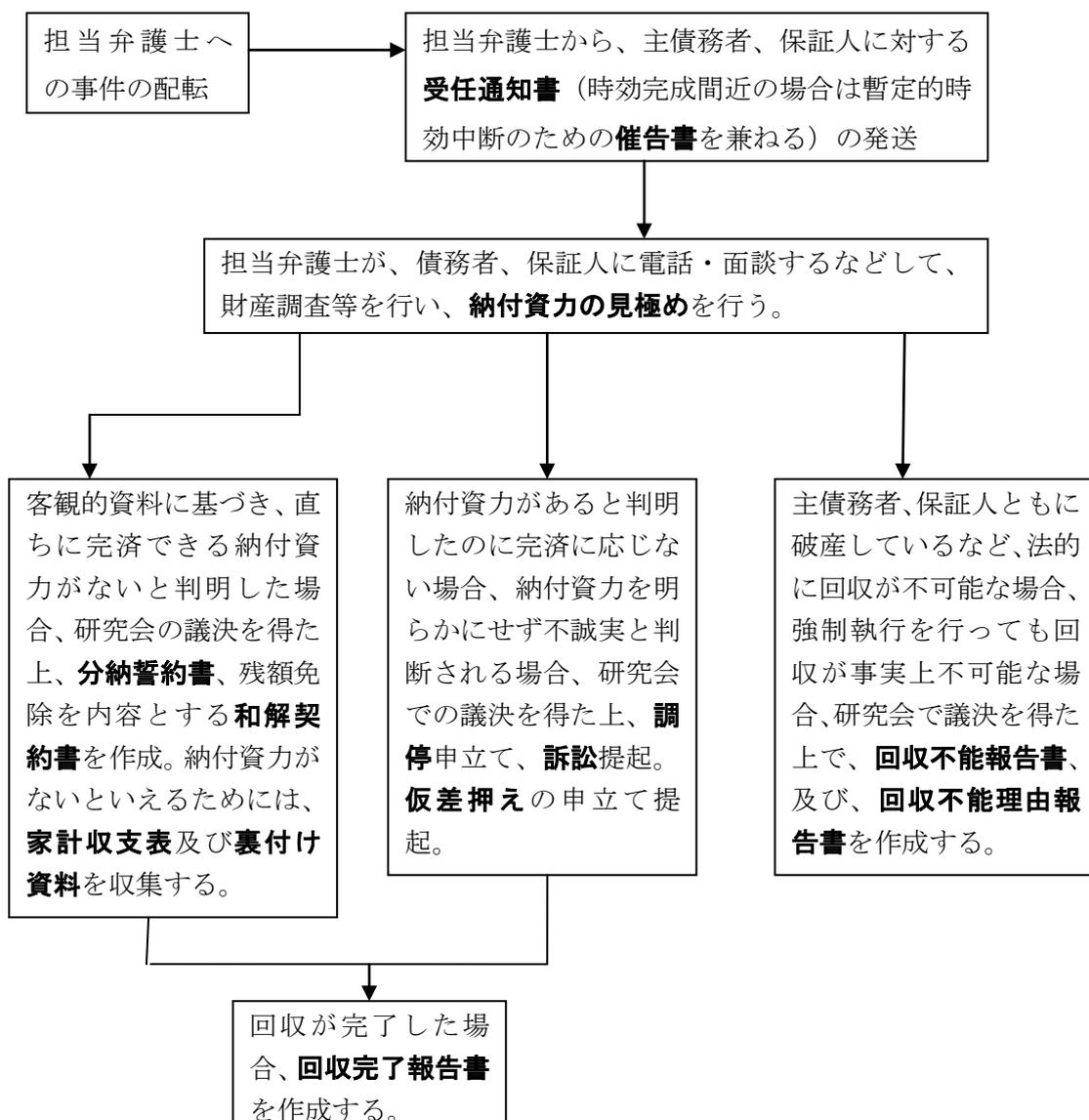
(4) 連帯保証人への未請求

連帯保証人に対する請求を行っていないものが存在した。

(5) 財産調査が不十分なもの

十分な財産があり、訴訟等の法的手段を通じて回収が可能であったにもかかわらず、支払がないもの、あるいは、わずかな支払しかなかったものが存在した。

4 具体的な対応のおおまかな流れについて



\*年度末に「事業実績報告書」を提出。

## 5 個別の事案について

- (1) 支払いを全くしていなかった債務者に対し、訴訟提起の上、給料を差押え、和解契約を締結したものの。
- (2) 訴訟提起の上、訴訟上の和解を締結し、全額の支払いを受けたもの。
- (3) 訴訟を提起し、判決を取得し、強制執行の準備の際に全額の支払いを受けたもの。
- (4) 債務者が相続をした土地について、仮差押えをして訴訟提起の上、全額の支払いを受けたもの。
- (5) 身体障害者であり、支払いを継続することが困難であり、一部弁済を受けて残額を免除する和解を締結したものの。
- (6) 銀行への強制執行を行い、執行不能となり、財産がないということで、一部弁済を受けて残額を免除する和解を締結したものの。

## 6 得られた成果について

### (1) 回収実績（平成25年12月31日現在）

件数	代位弁済額	協会(商工会)による累計回収額	研究会による回収			回収不能額 (H22年度)	回収不能額 (H23年度)	回収不能額 (H24年度)
			平成22年度	平成23年度	平成24年度			
			回収額	回収額	回収額			
64	95,375,572	18,059,737	5,375,946	11,111,820	10,969,596	8,712,937	13,334,513	1,956,600

種別	件数	代位弁済額	回収済額	未回収額	回収不能額
回収不能案件	29	45,579,950	13,684,820	0	31,895,130
回収完了案件	26	32,523,252	32,523,252	0	0
分納誓約中案件	5	10,088,297	7,398,005	2,690,292	0
折衝中案件	4	7,184,073	2,376,000	4,808,073	0
合計	64	95,375,572	55,982,077	7,498,365	31,895,130

} 求償債権9件

#### ①協会（商工会）単独での回収実績

期 間：昭和51年度～平成24年度まで

回収額：1805万9737円

回収率：18.94%

#### ②弁護士への業務委託後の回収実績

期 間：平成22年度～平成25年度（平成25年12月31日現在）

回収額：3792万2340円（回収済額55,982,077円－協会回収18,059,737円）

回収率：39.76%

### (2) 手数料制を採用したことによる成果

- ① 全ての受託債権について手数料（経費込み対価）の授受があるため、とりやすい債務者だけでなく、とりにくい債務者に対しても、徴収努力を尽くすことができた。
- ② その結果、不誠実な債務者からも相当額を回収することができた。
- ③ 徴収努力を尽くしても回収不能となった債務者に関し、回収不能理由に関する報告

書を作成し提出することができた。

- ④ 委託前の債権管理・回収上の業務改善に繋がる問題点を報告した。

**(3) 法的手続を含めた委託を受けたことによる成果**

- ① 法的手続を背景として、効果的な納付交渉をすることができた。
- ② 債務者財産の保全（仮差押え）、差押えをすることができた。
- ③ 債務者から任意に家計収支状況・財産状況の資料を提出してもらうことにより、付資力を見極めて、納付資力に応じた納付計画（一括納付、高額分納、低額分納、一部弁済残債免除など）を立てることができた。

以上